年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和８年９月 30 日答申分

〇答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　１件

国 民 年 金 関 係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第2600252号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第2600058号

第１　結論

請求者のＡ事業所における平成21年12月31日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和51年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成19年12月
②　平成20年７月
③　平成20年12月
④　平成21年７月
⑤　平成21年12月

Ａ事業所（請求期間①及び②当時はＢ事業所）から毎年７月と12月に賞与を受け、厚生年金保険料を控除されていたが請求期間に係る賞与の記録がないので、調査の上、訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間⑤について、Ａ事業所から提出された源泉徴収簿、事業主の回答及び請求者から提出された源泉徴収票により、請求者は、平成21年12月31日に標準賞与額10万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、

請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①から④までについて、請求者はＡ事業所において賞与が支給されていた旨主張しているが、事業主は、請求期間①に係る賞与に関する資料はないものの、個人事業所の開設直後であり、賞与は支給していない旨回答しており、請求期間②から④までについては提出された源泉徴収簿により、賞与が支給されていないことが確認できる。

また、請求者から提出された源泉徴収票に記載された年間の給料賞与の支払金額、社会保険料等の金額を基に検証したものの、請求期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができず、請求期間②から④までについては源泉徴収票に記載された年間の給料賞与の支払金額、社会保険料等の金額は上記源泉徴収簿における金額と一致している。

さらに、Ａ事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求期間に係る賞与明細書等の資料は得られず、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができなかった。

このほか、請求期間①から④までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600259 号
厚生局事案番号　：　関東信越（国）第 2600010 号

第１　結論

平成 15 年４月から平成 17 年３月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 15 年４月から平成 17 年３月まで

夫の兄から国民年金に加入するように言われ、夫に付き添われＡ社会保険事務所（当時）において国民年金の加入手続を行った際、窓口の女性から 60 歳まで国民年金に加入しても受給資格期間の 25 年に２年間足りないと説明を受けた。夫の兄に相談したところ、国民年金保険料を納付するために夫の兄から 35 万円を負担してもらい、社会保険事務所かコンビニエンスストアで不足分の保険料を一括納付したのに請求期間が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録により、請求者の基礎年金番号「＊」において、国民年金被保険者の資格取得年月日とする処理は、平成 19 年５月 17 日に行われていることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は、同年５月頃に行われたことが推測できることから、当該加入手続が行われた時点で国の国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求期間の保険料は納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記の基礎年金番号とは別の基礎年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続後２年分の国民年金保険料を１回で納付した旨陳述しているところ、オンライン記録により、請求期間直後の平成 17 年４月から平成 19 年５月までの期間に係る保険料は、一括で同年５月 28 日に納付していることが確認できることから、請求者は、主張のとおり加入手続時点において遡及して納付することが可能な期間の保険料を納付したものの、請求期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。